

石川県公報

令和5年7月7日

第13623号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		公 告	
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (長寿社会課)	1	○公共測量実施公告 (監理課)	2
○指定居宅サービス事業者の事業の廃止の届出 (同)	1	○道路の位置の指定公告 (建築住宅課)	3
○青少年に有害な興行の指定 (少子化対策監室)	1	○道路の位置の指定公告 (同)	3
○洪水浸水想定区域の指定 (河川課)	2	監査委員	
○洪水浸水想定区域の指定の変更 (同)	2	○包括外部監査人の補助者の氏名等	3
		○定期監査結果公表	3
		○監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表	4

告 示

石川県告示第269号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。
令和5年7月7日

石川県知事 馳 浩

事業所番号	指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	指定年月日	サービスの種類
1770600730	合同会社なのはな	訪問ステーション なのはな 加賀市大聖寺岡町ホ16-1	令和5年 7月1日	訪問介護

石川県告示第270号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和5年7月7日

石川県知事 馳 浩

事業所番号	指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	廃止したサービスの種類	廃止の届出を受理した年月日
1771500434	株式会社ケア・ファシリティ	リハ本舗よしのや 羽咋郡宝達志水町吉野屋ワ18番地	通所介護	令和5年 5月16日

石川県告示第271号

いしかわ子ども総合条例(平成19年石川県条例第18号)第41条第1項の規定により、次の興行を青少年に有害なものとして指定した。

令和5年7月7日

石川県知事 馳 浩

1 有害興行

興行の種類	興 行 名	配給会社名
映 画	車軸	ギ ア ズ 〈エレファントハウス〉
”	淫臭まみれ 発情三姉妹	新田組〈新東宝映画〉
”	ビデオドローーム〔4K ディレクターズカット版〕 (原題) VIDEODROME	東 京 テ ア ト ル (カ ナ ダ)

2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

3 指定年月日

令和5年7月7日

石川県告示第272号

水防法(昭和24年法律第193号)第14条第2項の規定により、洪水浸水想定区域を次のとおり指定した。

令和5年7月7日

石川県知事 馳 浩

石川土木総合事務所管内

洪水浸水想定区域の指定に係る河川の名称	指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
犀川水系馬場川放水路	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その関係図面を石川県土木部河川課及び石川県石川土木総合事務所河川砂防課に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第273号

水防法(昭和24年法律第193号)第14条第5項の規定により、洪水浸水想定区域の指定を次のとおり変更した。

令和5年7月7日

石川県知事 馳 浩

1 石川土木総合事務所管内

洪水浸水想定区域の指定の変更に係る河川の名称	変更後の指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
犀川水系馬場川	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その関係図面を石川県土木部河川課及び石川県石川土木総合事務所河川砂防課に備え置いて縦覧に供する。)

2 県央土木総合事務所管内(県央土木総合事務所津幡土木事務所管内を除く。)

洪水浸水想定区域の指定の変更に係る河川の名称	変更後の指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
犀川水系馬場川	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その関係図面を石川県土木部河川課及び石川県県央土木総合事務所河川砂防課に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、石川県知事から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年7月7日

石川県知事 馳 浩

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (写 真 測 量)	令和5年5月12日から 同年8月31日まで	白山市山島台～能美郡川北町字橋 地内
公 共 測 量 (基 準 点 測 量、水 準 測 量)	令和5年6月26日から 同年11月30日まで	珠洲市上戸町北方地内
公 共 測 量 (水 準 測 量、数 値 図 化)	令和5年7月24日から 同年10月20日まで	七尾市佐味町

道路の位置の指定公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和5年7月7日

石川県知事 馳 浩

関係土地の地名及び地番	道路の幅員及び延長	位置指定申請者	指定年月日
羽咋市川原町テ39番8の一部、 39番9、41番3、109番2、47番5、 48番7、農道の無籍地の一部	幅員 15.00～ 18.50m 延長 64.00m	金沢市鞍月1丁目1番地 石川県知事 馳 浩	令和5年7月7日

道路の位置の指定公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和5年7月7日

石川県知事 馳 浩

関係土地の地名及び地番	道路の幅員及び延長	位置指定申請者	指定年月日
かほく市秋浜イ37番20	幅員 6.00m 延長 32.82m	羽咋郡志賀町高浜町ヤの141番地 有限会社大生地建	令和5年6月21日

監 査 委 員

石川県監査委員告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の32第2項の規定により、包括外部監査人 古谷まゆみ の監査の事務を補助する者について令和5年6月30日に協議が調ったので、その氏名等を次のとおり告示する。

令和5年7月7日

石川県監査委員 安 居 知 世
同 一 川 政 之
同 村 上 勝
同 作 田 有 子

氏 名	住 所	補助できる期間
松 下 要	白山市新田町251番地3	令和5年7月1日から 令和6年3月31日まで
平 田 耕太郎	金沢市八日市2丁目85番地5	〃
上 原 久 和	小松市土居原町726番地 ポレスターステーションシティ小松603	〃
笹 賀 義 晴	金沢市入江1丁目65番地	〃

定 期 監 査 結 果 公 表

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により、令和5年度監査を、石川県監査委員監査基準

(令和2年石川県監査委員告示第1号)に準拠し実施したので、その結果を下記のとおり公表する。

令和5年7月7日

石川県監査委員 安 居 知 世
同 一 川 政 之
同 村 上 勝
同 作 田 有 子

記

1 監査の対象

地方自治法第199条第1項に規定する令和3年度及び令和4年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理(以下「財務事務の執行等」という。)を対象とした。

2 監査の着眼点(評価項目)

監査に当たっては、財務事務の執行等が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかといった観点から実施した。

3 監査の実施内容

財務事務の執行等について、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。

4 監査の結果

財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等について、上記のとおり監査した限りにおいて、監査対象所属毎の監査結果は、次のとおりである。

監 査 対 象 所 属	監査実施年月日	監査の対象期間	監 査 の 結 果
七尾港湾事務所	令和5年6月12日	令和4年4月1日～ 令和5年3月末日	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
七尾高等学校	”	”	”
七尾東雲高等学校	”	”	”
輪島高等学校	”	令和4年3月1日～ 令和5年3月末日	”
輪島漆芸技術研修所	”	令和4年4月1日～ 令和5年3月末日	”
石川農林総合事務所	令和5年6月29日	”	”
中能登農林総合事務所	”	”	”

監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、石川県教育委員会等から、監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和5年7月7日

石川県監査委員 安 居 知 世
同 一 川 政 之
同 村 上 勝
同 作 田 有 子

(別 紙)

田鶴高第39号
令和5年6月7日

石 川 県 監 査 委 員 様

石 川 県 教 育 委 員 会

令和5年5月31日付け石監査第70-1号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方

自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
<p>財務事務において、有効期間内に公用車の車検が実施されていないものがあった。</p> <p>今後、このようなことがないように十分注意すること。</p>	田鶴浜高等学校	<p>車検や3ヶ月点検の際には、バス納入からの経過年数や過去の修理履歴等から、整備状況及び今後予想される修理等について確認をとり、大幅な修理が必要な場合は、速やかに業者と対応を協議し、修理を実施する。</p> <p>修理の必要性について担当者一人で判断しないよう、車検や3ヶ月点検の際には、事務長及び他の事務職員も同席して業者から報告を受け、情報共有をする。</p> <p>また、スクールバス運行委託業者との連携も密にし、日頃から日常点検等バスの状態確認に努める。</p>

水 総 第 24 号
令和5年6月13日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和5年5月31日付け石監査第70-1号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
<p>役務費の支出事務において、産業廃棄物処分費の債権者を誤って支出しているものがあった。</p> <p>今後、このようなことがないように十分注意すること。</p>	水産総合センター	<p>指摘された事項につきましては、あってはならないことであり、今後このようなことが起こらないよう、産業廃棄物処理に係る契約内容の確認を徹底し、適正な支払事務の執行に万全を期すよう指導しました。</p>

